

千葉県議会議員 関政幸 県政報告新聞

2020年
1月発行

第24号

ひとりひとりの夢と個性が輝く千葉へ



貴重な時間を割いて読んでいただきありがとうございます。

台風15号、19号、及び10月25日の豪雨により犠牲になられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。本号では、表面で災害関連を、裏面で児童虐待対策を取り上げさせていただきます。

◆災害からの復旧・復興に向けて ～ PT副座長の視点 ～

12月定例県議会で、過去最大となる470億円の復旧・復興補正予算が成立しました。

○補正予算での被災支援について

○一部損壊住宅への支援 (32億円)

⇒これまで支援制度の対象外とされていた一部損壊の住宅の修理費用に対し、国の制度活用と併せて、最大で50万円の助成を行います。

○中小企業復旧支援事業 (32億円)

⇒被災した中小企業に対し、事業活動の再開に必要な施設修繕費、機械装置費、設備廃棄費、備品費などの費用を助成します (補助率は4分の3)。

○被災農業施設等への復旧支援 (238億円)

⇒農業用ハウス等の施設の再建・修繕などについて、従来よりも県の補助率を上乘せした助成を行います。これにより、共済未加入者についても、農業者の負担は10分の1以下になることが想定されます。

○災害関連緊急砂防対策事業 (5億円)、治山施設災害関連事業 (9億円)

⇒大規模な土砂災害のあった箇所の緊急的な土砂災害防止工事や、板倉町での土砂崩れなどの山地の復旧整備や保安施設整備への支援を行います。

○千葉県宿泊支援事業 (5億円)

⇒県内観光需要の喚起のために、旅行・宿泊料金の割引支援を、1人1泊あたり最大で5000円行います。 …etc



ドローンにより9月12日午前には鋸南町で撮影されたもので、広範囲の被害状況を鮮明に把握することが可能です。自民党の代表質問では、各地域振興事務所などに配備し、被災状況の迅速な把握に活かすことを求めました。

【県内の住家被害の状況】 ※令和2年1月9日時点

	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
台風15号	364棟	3,952棟	65,341棟	35棟	57棟
台風19号	14棟	76棟	2,197棟	25棟	69棟
10月25日	22棟	1,655棟	1,710棟	445棟	818棟
計	400棟	5,683棟	69,248棟	505棟	944棟

○支援メニューの利用にあたって

○ガイドブックの活用

各事業者への支援メニューは、様々かつ複雑多岐で分かりにくいと思われます。

そこで、「設備の購入費用などの補助制度を知りたい」、「ハウスを補強したい」など、ニーズや項目から整理された次のガイドブックも御参考としていただけたらと思います。

☞ [「被災中小企業者等支援ガイドブック 千葉県\(第2版\)」: 中小企業庁ホームページ](#)

☞ [「台風や大雨等により被災された農林漁業者の皆様へ」: 農林水産省ホームページ](#)

○資料の保全や罹災証明書等の申請を忘れずに

各支援メニューに共通しますが、被害状況と復旧内容を証拠資料として残すことが大事です。

支援の決定より前に、先行実施した場合でも、写真や領収書などの資料の保管は徹底しておいて下さい。

住宅被害では罹災証明書の発行が重要で、義援金や見舞金の支給要件にもなります。

○申請期限等への対応

各地で修繕業者や資材の確保等に困難が生じています。このようなことから、補正予算に伴う事業についても、申請等の手続きが年度をまたいで柔軟に対応するように求めています。

○台風15号での課題について

台風15号では、被害情報の収集・分析や支援体制等、初動からの県当局の課題などが指摘されており、現在、第三者による検証作業が進められています。

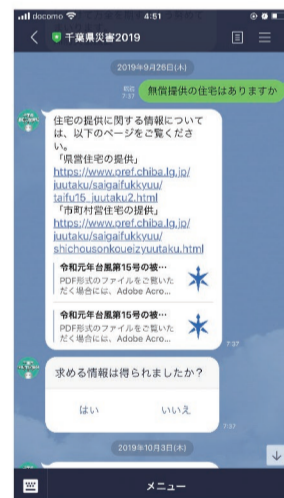
一方、自民党の12月議会の代表質問においても、発災直後のヘリの映像の取り扱いなどへの厳しい追及を行うとともに、プロジェクトチームでは、現在、今後の災害に活かすための改善点や提言を取りまとめているところです。

【浸水想定区域の公表】

最大規模の洪水、内水、高潮に対する避難体制の充実・強化のため、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が公表されています。

これまで26河川が対象でしたが、昨年末に8河川が追加され、また、本年5月末を目途に村田川を含む17河川が追加公表されます。

☞ [「千葉県 浸水想定区域県」: 県ホームページ](#)



「千葉県災害2019」です。「LINE」で繋がることにより、AIとの対話で必要な情報を入手することができます(今年度末まで)。

関コメ

所属する自民党では、台風15号の発災直後に災害対策本部を立ち上げ、分担して県内各地の被害状況と支援ニーズを取りまとめるとともに、県選出の国会議員団と連携して、国への要望を行いそして、県当局との折衝を重ねてきました。

12月補正予算では、244億円の基金を取り崩し、迅速な災害復旧と、従前の例を超える生活再建や各事業の再開への県の上乗せ支援を決めたところです。

例えば、私が所属する農林水産常任委員会の関係では、昨年9月議会の委員会で、農業用ハウス等について、復旧に併せて、施設の「補強や増強」を積極的に行うように政策誘導を求めた結果として、その補助率が50%まで引き上げられました。これは、同規模の台風の襲来が今後も想定される以上は、同様の被害の繰り返しを出来る限り避ける必要があるからです。

しかし、被災支援としては、まだまだ足りないという声も伺っております。

そして、また、災害時に重要な「共助」の基となる地域コミュニティの構築・維持・再生に必要な支援や、民地で発生した土砂災害からの復旧や安全対策と急傾斜地対策や治山事業等の現行制度の狭間にあるケースへの支援など、多くの課題が残っています。

前述の今後の災害への備えと併せて、プロジェクトチームで引き続き取り組んでまいります。

◆児童虐待防止対策:皆で子供を守る～PT副座長の視点～

○児童虐待死亡検証報告のポイント

昨年1月に野田市で発生した小学生女児の虐待死亡事件(以下「本事件」といいます)については、11月下旬に県第三者検証委員会による調査報告がまとめられました。

「事件の要因として」

- ① 柏児童相談所の管轄人口数(約140万人)の多さや過重な業務負担により、相談対応する職員が圧倒的に不足していたこと
- ② 対象家族の歴史、個々の構成員の特徴等への検討、DVへの理解、基本ツールであるジェノグラムやアセスメントシートの活用方法など、全体を通じたアセスメントが不十分であったこと
- ③ 担当者の知識不足、援助方針会議の形骸化など対応の基本が徹底されていなかったこと ……32項目の課題

「今後に向けた提言として」

- ① 児童虐待事案への対応における基本の再度の周知・徹底
- ② 関係職員の対応力を高めるための研修の充実・強化と機会の保証
- ③ 児童相談所の業務執行体制の強化(人員・組織体制)
- ④ 市町村の要保護対策地域協議会の強化及び関係機関の連携強化
- ⑤ 県民に対する広報・啓発 ……38項目の提言

⇒ 最悪の事態を防げなかった要因に厳しい指摘がされています。提言については、本事件の発生直後から、これに沿う形の児童福祉司や弁護士配置拡充など各種対策を進めています。

しかし、我々が肝に銘じなければならないのは、今回の報告は死亡事案としては第5次のものであり、過去の死亡事例の検証でも同様の提言がされてきたことです。これを真摯に受けとめて、徹底した再発防止に繋げていかなければなりません。

そこで、県議会では、以下のように、執行部に対し、法的な側面からの規律と、施策への細かい要請を、「条例改正」と「附帯決議」を通して行いました。

○条例改正と附帯決議

検証報告に先行して9月県議会で可決しました。議員発議で制定した条例を、議員発議により改正することや、それに詳細な附帯決議を併せることは、全国でも前例がないようですが、それだけ深刻な事態と捉えたからです。以下、策定責任者の観点でポイントを整理しています。

<条例改正のポイント>

◆ しつけによる体罰の禁止を明示(第6条2項)

法律の施行に先立ち、体罰の禁止を明示することで、本事件のように、しつけ名目での体罰を容認する保護者の言い逃れを防ぎ、また、しつけがエスカレートして虐待に至るケースの抑止に向けた啓発などに繋げていきます。

◆ 「子どもを虐待から守る基本計画」への規律(第11条2項・3項)

基本計画に、虐待死亡検証報告を踏まえた取組、虐待対応マニュアルの実践状況並びに短期で達成すべき指標及び進捗管理の方法に関する事項の記載を義務付けました。

再発防止には、検証報告に基づく提言を踏まえた取り組みを着実に実施していくことが重要ですが、前述のように過去の死亡事例が活かされなかったことを真摯に受け止める必要があります。これは、虐待対応の実践の積み重ねである「虐待対応マニュアル」についてもいえ、職員の職務執行でのマニュアルの順守と現場への浸透の徹底が求められています。

そこで、これらの取組みや実践状況の評価について、基本計画への記載を規律します。

◆ 関係機関の整理(第2条)

平成28年12月議会での条例制定以降の法律改正を踏まえて、関係機関の追加と明確化を行うことにより、本条例での役割の重要性を明確にし、虐待の早期発見や情報共有等での連携強化に繋がります。

◆ 児童相談所の設置を目指す市への支援(第28条)

船橋市や柏市が児童相談所の設置に向けて検討を進めていますが、県内の対策をより充実させる観点で、人材育成をはじめとする人的・物的支援への協力を明確にするとともに、市による設置後は、県児童相談所の管轄範囲の変更など大きな影響を及ぼすことから、県には当該市との間で検討段階からの緊密な連携を求めています。



<附帯決議のポイント>

再発防止の徹底のため、取組みの開始やその強化が必要な事項(9分野28項目)を、執行部に示し、条例第11条に基づく、来年度からの次期「基本計画」の策定と児童虐待防止対策の充実強化を求めるものです。

① 児童相談所支援システムの抜本的見直しと最新のICT活用による業務執行体制の強化(付帯決議「1」の(6))

- A 業務の効率化と職員の負担軽減
- B 客観性が担保されたケースの適切な進行管理
- C 児童相談所や関係機関におけるリアルタイムでの情報共有
- D AIを用いたアセスメントの分析及び意思決定の支援
- E 千葉県子ども虐待対応マニュアルの浸透
- F ケース担当の異動時における業務のスムーズな引き継ぎ

上記の各項目を実現するための、具体的な実施に関しては、昨年12月の「強化プラン策定業務委託報告書」において、公用スマートフォンの利用、音声認識システム、ペーパーレス会議、オンライン教育、AIの活用による業務支援などを用いた業務改善の提案と、新年度(短期)と令和3、4年度(中期)に分けた整備工程が示されたところです。

新年度予算から事業化されていきますが、県の他部署へ派生させる重要なICT活用モデルにもなりますので、今後の実施を注視してまいります。

② (1)仮に虐待が存在なかったとしても通告や措置は仕方がないという社会全体の寛容性の醸成、(2)家庭復帰後に虐待が再発した場合における近隣住民による通告による早期発見の重要性、及び(3)しつけによる体罰の禁止の意義に留意した啓発(付帯決議「6」の(2))

⇒ 児童虐待通報番号「189」の通話は、昨秋より無料となりました。様子がおかしい?虐待かも?と思った場合は、ためらわず連絡を。通報の秘密も守られます。

③ 子供の権利擁護と安全確保(付帯決議「7」の(3))

一時保護解除後の家庭復帰時において、子供が必要に応じてみずから「SOS」を直ちに発信できることを可能とする仕組みや器材の導入を検討すること

⇒ 民間サービスにあるGPSを活用した安否確認機器や携帯電話の活用が考えられます。本事件のように小学生であれば、子供自身の防衛手段の確保として有効です。



関コメ

本事件の発生過程と関係機関の対応を知れば知るほど、どこかで女兒を助けることができたはずであると、悔やみきれません。

検証報告は『子どもの権利擁護、子どもの最善の利益を優先した取組みを貫くこと』が重要であると指摘しています。

もっとも、行政側は、子供を「対象」として捉える形で各支援や対応を行っていくことになりがちです。

ですから、その一方で、子供が、自ら、権利や利益を享受する「主体」として、ひとりひとりのニーズに応えた支援を求めることを可能とする仕組み作りも進めていかなければなりません。

本事件では、女兒は父親と同居状態になることを望まなかったことが伺えますが、ここに着目し、児相や行政側とは別に、女兒の立場で、第三者的に調整・協力のできる仕組みや制度が確立されていれば、最悪の事態を防ぐことができたのではないかと思います。

双方向からの協力が、子供をより手厚く守ることに繋がります。

これと関連するのが、子どもの権利条約の「意見表明権」を保障することにもなる「アドボケイト(代弁者)制度」です。先の法改正では今後の必要な措置が求められています。

そして、これは児童虐待だけでなく、いじめや不登校など様々な場面で共通します。

今後、制定済みの本県各条例にも共通するテーマとして、実行性のある中身の整備に向けて取り組んでまいります。

発行元: 関政幸 政務調査事務所
住所: 千葉市緑区あすみが丘3-51-10
TEL: 295-1011 FAX: 291-5526

※ネット検索
関まさゆき 千葉
でヒット。
ホームページ: <http://www.seki-masayuki.com>

千葉県議会議員 関政幸(3期目):
1979年生まれ、土気南中学校卒、千葉東高校卒、早稲田大学商学部卒、弁護士、自民党会派所属。
党政務調査会副会長、農林水産常任委員会副委員長